

# 携帯電話(スマートフォンや通信端末を含む)の 校内への持ち込みについて

1. 校内での携帯電話の使用は一切禁止する。
2. 校内への携帯電話の持ち込みは原則として認めない。但し、学校の登下校において、家庭で必要があると判断した場合には「携帯電話の校内持ち込み願」(次ページ参照)を提出し、受理された者は学校に携帯電話を持ってくることを認める。
3. 携帯電話の校内への持ち込みが認められた場合であっても、校内では電源を切った上で、各自のロッカーに施錠して管理することとする。
4. 校内において携帯電話を正しく管理できないなど、指導上必要があると判断される場合、教員が携帯電話を一時的に預かり、「携帯電話の校内持ち込み願」を家庭に返却する。
5. 校内持ち込みについてのルールが重ねて守れないとき、ほか指導上やむを得ないと判断した場合、携帯電話の校内への持ち込みを認めない。
6. 「携帯電話の校内持ち込み願」は提出した当該年度のみ有効である。年度が変わる毎に必要なに応じて担任へ提出することとする。

## 携帯電話の校内持ち込み願

提出日 \_\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日

本「願」は当該年度のみ有効

桐朋女子中・高等学校長 殿

学校の登下校において携帯電話（スマートフォンや通信端末を含む、以下同じ）を持たせることが必要であると保護者が判断いたしました。

以下のことを誓約し、ここに申請いたしますので、校内への携帯電話の持ち込みの許可をお願い申し上げます。

なお、携帯電話に関するルールが守れなかったときは学校の指導（携帯電話を一時的に預かること、重ねて守れなかったときは携帯電話の校内持ち込みを許可しない 等）に従うことを約束いたします。

携帯電話を持ち込むにあたって、生徒は次のことを誓約します。

1. 校内<sup>\*1</sup>で携帯電話は一切使用いたしません。
2. 登校後はすぐ携帯電話の電源を切り、自分のロッカーにて鍵をかけて管理します。下校時のカバンにしまう必要があるときまで一切手を触れません。

\*1 授業の一環で校外において活動している場合もこれに準ずる。

※確認のため、保護者が□に✓を記入してください。（必須）

以下の項目について、家庭で十分に指導いたしました。

- 学校の定める「ソーシャルメディアポリシー」と、『学校生活の手引き』の「携帯電話の校内への持ち込みについて」を理解し、遵守すること。
- 携帯電話の不適切な使用による弊害（学業への影響、友人間のトラブル、ネットトラブル等）について話し合い、家庭で使い方のルールを決め、厳格に守ること。
- 校外において携帯電話を使用する際には法令に従い、ルール、マナーを守ること。  
【危険行為】道路や駅構内など、歩きながらの使用を絶対しないこと。  
【違法行為】自転車の運転中の使用を絶対しないこと。
- 携帯電話は個人情報が入り込められた貴重品であることを認識し、管理を厳重に行い、紛失しないよう努めること。
- フィルタリング機能、ウイルス対策などの安全策を施し、その必要のあること。

生徒 中学・高校 \_\_\_\_\_年\_\_\_\_組\_\_\_\_番 氏名\_\_\_\_\_

(○で囲む)

保護者署名・捺印 \_\_\_\_\_ 印